

薬生発 0408 第 6 号  
平成 28 年 4 月 8 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

ノルウェー産のウシ等由来物を原料等として製造される医薬品等の  
自主点検について（再周知）

ノルウェー産のウシ及びその他類縁反芻動物（以下「ウシ等」という。）由来物を原料等（以下「ウシ等由来原料等」という。）として製造される医薬品、医療機器、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の自主点検については、「ノルウェー産のウシ等由来物を原料等として製造される医薬品等の自主点検について」（平成 27 年 1 月 30 日付け薬食発 0130 第 12 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「通知」という。）により通知したところです。

今般、ノルウェーの野生トナカイにおいて、伝達性海綿状脳症である慢性消耗性疾患（Chronic Wasting Disease：CWD）の発生が確認されたとの情報が公表されたため、通知の趣旨を踏まえた措置を講じるよう、再度、貴管下関係業者に対して指導をお願いします。